

## 鳥取砂丘特例地域における催事等のガイドライン

鳥取砂丘特例連絡会

### 1 基本方針

鳥取砂丘の国立公園特別保護地区内では、工作物の設置等に全国一律の厳格な規制が適用され催事等の実施は極めて困難であったが、砂丘の特性を踏まえ平成16年4月23日から許可基準の特例（以下「特例」という。）が定められた。

特例は、実施される催事等が特例区域に係る地方公共団体が主催、共催若しくは後援する（以下「共催等」という。）ものに適用されることとされており、鳥取県、鳥取市及び福部村が協力して適正な催事等が実施されるよう努めなければならない。

このため、特例区域内で実施される催事等について、県民の財産である鳥取砂丘の景観の維持並びに動植物への重大な支障を及ぼさないよう審査に用いるガイドラインを定めるものとする。

本ガイドラインは、特例区域において開催される、特例区域に係る地方公共団体が主催、共催又は後援する催事等について、「鳥取砂丘特例連絡会」（以下「連絡会」という。）が行う審査の基準として適用される。

特例区域における催事等の主催者は、催事等の実施において本ガイドラインを遵守し、鳥取砂丘の景観及び動植物に重大な支障を及ぼす行為をしてはならない。

なお、本ガイドラインの適用について不都合が生じた場合は、連絡会において速やかに検討を行い、適切に対応するものとする。

### 2 審査基準

#### (1) 共通

次の各号に適合するもの。

ア 催事等に参加しない公園利用者の利用や、周辺住民の生活の著しい妨げとならないこと。

（例：他の利用者の通行及び眺望の支障とならない位置、規模及び構造であること。  
：大きな音や強い光を発生し、また悪臭を発生させる等の行為を伴わないこと。）

イ 特例区域で行う必然性が認められる催事等であること。

（例：砂丘の景観を背景としたステージで砂丘にちなんだ催事を行う。  
：他の砂浜や舞台でも主目的を達成できる催事でないこと。）

ウ 催事等に伴う工作物等の設置が砂丘の地下構造に影響を及ぼすものでないこと。

（例：杭の打設等により火山灰土層に損傷を与えるものでないこと。  
：学術的に貴重な火山灰露出地や土器・石器等の発掘跡地を改変するものでないこと。）

エ 反復継続して行われるものでなく、かつ催事等の期間が現地の準備・撤収も含め原則として2週間以内であること。ただし、連絡会が催事等の期間が2週間を越える必要性を認めたものはこの限りでない。

オ 催事等に使用する工作物等の色や形が砂丘の景観に不調和でないこと。

カ 地形の改変を伴う行為については、行為終了後の現状復旧が確実に行われるものであること。

(例：現地の砂を利用した砂像や砂絵等は催事等の終了後、速やかに取り壊し現形復旧すると共に、現地の砂以外の異物を使用した場合は現形復旧時に可能な限り除去することが計画されていること。)

キ 催事等に伴う工作物等の破損等により公園利用者が危険若しくは不快の念を起す恐れのないものであること。また、開催期間中（準備、撤収期間を含む）は、行為者により安全の点検が行われるもの。

(例：案内板等が風で飛ばされたり、壊れた状況を放置するなどを規制。)

ク 催事等の予定地に希少又は学術的に貴重な野生動植物が存在する場合は、その生息若しくは生育上重大な支障を及ぼす恐れについて専門家の意見を聞きその指示に従うこと。

(例：大規模な行為の場合、事前に専門家の意見を聞き動植物への影響がないことを確認するなど)

ケ 催事等の終了後、催事等の参加者のゴミ等も含め特例区域外から搬入した全ての物を責任を持って撤収するものであること。

コ 灰じんや油などの回収不可能な物質を散乱させるものでないこと。

サ 複数の催事等が同じ期間に集中して行われるものでないこと。

(例：連絡会が行う日程調整で了解を得ていること。)

(2) 仮設建築物（自然公園法施行規則第 11 条第 1 項関連）

ア 景観の保護上重要な展望方面に設置するものでないこと。

(例：「馬の背」など砂丘を代表する景観地での建築物の設置は禁止。)

イ 建築物の電飾、動光又は光の点滅は、必要最小限とすること。

(3) 仮設工作物（自然公園法施行規則第 11 条第 11 項関連）

ア 「馬の背」など特に主要な地点に設置する場合は必要最小限の規模であり、かつ短期間であること。

(例：馬の背など砂丘を代表する景観地での建築物の設置は原則禁止だが、撮影用レールや短時間の設置である工作物はやむを得ないものとする。)

イ 商用電力及び発電機の使用による照明については、催事等を開催する範囲に必要なもの若しくは催事等の参加者の安全確保のため必要最小限の範囲を照らすものであること。

(例：催事会場を照らす照明、通行の安全確保のための誘導灯。

砂丘内を照らす場合は、砂丘植物の群落を避け、照度の低いものとする。)

(4) 広告物等の掲出、設置又は表示（自然公園法施行規則第 11 条第 18 項関連）

ア 催事等の開催において必要不可欠かつ最小限のものであること。

(例：乱立、過大な大きさを制限)

イ 広告物の電飾、動光又は光の点滅の使用については、利用者への安全上必要最小

限のものとする。

(5) 火入れ又はたき火、道路等以外の場所での車馬の使用等（自然公園法施行規則第11条第27項関連）

ア 法第14条第3項第6号に掲げる行為（火入れ又はたき火）は、催事等の開催において必要不可欠なものに限定する。

イ 法第14条第3項第9号に掲げる行為（車馬の使用等）は、当該行為に係る催事等に参加しない公園利用者の利用を妨げない措置が講じられていること。また、牛馬等については、使用を最小限にし、必要のないときは指定された場所（普段ラクダやロバがつながれている場所）に搬出し、その排泄物について適切に処理を行い、公園利用者に不快の念を与えないようにすること。また動力船を使用し又は航空機を着陸させるものでないこと。

（例：砂丘内を車両で走り回る、サンドスキーやソリなどで「馬の背」から滑り下りるなどを制限。）